No. 39　公益財団法人　岩手育英奨学会

Ⅰ　法人の概要

1　基本情報

令和７年７月１日現在

法人の名称	公益財団法人岩手育英奨学会		所管部局 室・課等	教育委員会事務局 教育企画室
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	会長 遠藤　洋一
設立年月日 （公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等）	昭和42年７月14日 （平成26年8月1日公益法人へ移行）	事務所の所在地	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1　教育委員会事務局教育企画室内	
		電話番号	019-623-2050	
		ＨＰアドレス	http://www.iwate21.net/ikuei-syougaku/	
資(基)本金等	525,000,000 円	うち県の出資等・割合	410,958,867 円	78.3%
設立目的	岩手県に住所を有する者の子女で、有能な素質を有しながら経済的理由により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）及び専修学校の高等課程の修学が困難な者に対し、学資の貸与その他育英奨学上必要な業務を行い、もって社会有用の人材を育成する。			
事業内容	１　予約採用 中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中等部の３年生で、翌年度に高等学校等への進学を希望する者を対象として募集・選考し、翌年度進学後奨学生として奨学金を貸与する。 ２　在学採用 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部に在学し、奨学金の貸与を希望する者を対象として募集・選考し、奨学金を貸与する。 ３　緊急採用 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部に在学し、家計急変の事由により緊急に奨学金の貸与が必要な者に対して募集・選考し、奨学金を貸与する。			

常勤役員の状況	合計	0 名	うち県現職	0 名	うち県OB	0 名
	平均年収　※	－ 千円	平均年齢　※	－ 才	※令和６年度実績	
常勤職員の状況	合計	4 名	うち県派遣	1 名	うち県OB	1 名
	平均年収　※	3,989 千円	平均年齢　※	59.0 才	※令和６年度実績	

2　県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	有能な素質を有しながら経済的理由により修学が困難な高校生等に奨学金を貸与し、修学機会を確保する。

3　公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1)　他の民間団体等との代替性及び役割分担について

県内には、対象者等の条件を限定して奨学事業を実施している団体はあるが、県内全ての高校生等を対象として採用しているのは当法人のみである。
また、当法人の奨学事業は、採用者数が多く、貸与金は無利子であるため、営利を目的としている民間企業等が実施することは困難である。

(2)　県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

当法人は、昭和42年度から奨学事業を実施しており、業務遂行上のノウハウを蓄積している。
また、平成16年度に旧日本育英会の奨学金事業が都道府県に移管される際に、事務の効率化とサービス水準の維持のため、実績のある当法人において事務処理を行うこととした経緯もあり、県直営に比べて優位性がある。

4　連携・協働のあり方《所管部局記載》

当法人は、岩手県内において全ての高校生等を対象として奨学事業を実施している公益法人であり、有能な素質を有しながら経済的理由により高等学校等の修学が困難な生徒に対し、奨学金の貸与により教育の機会を確保し、人材育成に大きく貢献していることから、県は、当法人が事業を円滑に実施できるよう、必要な支援と日頃からの情報共有を行い、効果的な施策推進を目指す。

Ⅱ　経営目標の達成状況

１　事業目標

1	事業目標	目標値《令和６年度》	実績	《令和７年度》	《令和８年度》
	基準を満たす希望者を全員採用（タイプＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ）	①　基準を満たす希望者の採用率　100%	100%	100%	100%
取組内容	滞納金の発生防止及び回収強化、寄附金の増加等により原資を確保し、奨学金を希望する者のうち、基準を満たす者は全員採用した。 ・新規貸与者数：タイプＡ…58人、タイプＢ…4人、タイプＣ…22人、タイプＤ…29人 ・年度末時点の貸与者数：タイプＡ…152人、タイプＢ…29人、タイプＣ…53人、タイプＤ…29人 タイプＡ…旧日本育英会から事務の移管を受けた奨学金貸与事業 タイプＢ…法人の独自事業である奨学金貸与事業 タイプＣ…東日本大震災津波により被災した世帯の高校生等を対象とした奨学金貸与事業 タイプＤ…大学等へ進学する意欲のある住民税所得割非課税世帯の高校生を対象とした奨学金貸与事業（令和５年度創設）			
課題	奨学金原資の確保、基準を満たす奨学生希望者全員の採用は出来ていることから、引続き制度の周知強化による真に奨学金を必要とする奨学生希望者の掘り起こしを行う必要がある。			

2	事業目標	目標値《令和６年度》	実績	《令和７年度》	《令和８年度》
	独自事業の財源となる寄附金の確保（タイプB）	①　Ｒ４見込（5,500千円）の維持	10,665千円	5,500千円	5,500千円
取組内容	これまでの寄附状況を踏まえ、依頼する事業者を見直すとともに、新規開拓に努めた。なお、個人による大口（5,000千円）の寄附があった。				
課題	寄附金収入は、概ね順調に確保されているが、奨学金の返還滞納額の増加がみられることから、独自事業の安定運営のためにはその財源となる寄附金を引続き広く募って増額を図る必要がある。				

3	事業目標	目標値《令和６年度》	実績	《令和７年度》	《令和８年度》
	奨学金制度の周知（全タイプ）	①　中学校、高校へのパンフレット等の全校配布	実施済	令和６年度に同じ	令和６年度に同じ
		②　ニーズ把握のための貸与者へのアンケート調査の実施（タイプD）	実施済	令和６年度に同じ	令和６年度に同じ
取組内容	・ホームページを最新の情報となるよう適時に更新するとともに、年度当初には、中学校や高等学校及び市町村等の関係機関へ募集案内やポスター等を送付した。また、奨学金事業に対する理解と協力を得るため、年度当初に開催される県立学校長等会議や副校長会議の場も活用して周知・説明を行った。なお、タイプＤについては、より多くの生徒に利用してもらうため再募集を実施し活用拡大に努めた。 ・タイプＤの貸与者を対象としたアンケート通知は、回答率を高めるため回答方法は郵送とＷｅｂ方式を併用した結果、回答率が93.9%となった。				
課題	令和５年度に創設した新規事業のタイプＤ（大学等進学支援）を加え、中学生、高校生（奨学生）の視点から効果的な周知を実施する必要がある。また、更なる理解と協力を得るため、引続き諸会議等を利用し手続の窓口となる学校担当者等に対する直接的な説明機会を設けるなど、制度の周知に向けた取組を充実させるほか、進路決定時期と募集時期のミスマッチを改善するため募集期間の見直をする必要がある。				

Ⅱ　経営目標の達成状況

２　経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和６年度》	実績	《令和７年度》	《令和８年度》
	新規滞納の年度内解消	①　新規滞納（当該年度に５年超の長期滞納となる者）の防止	5年未満滞納額 △11,843千円	令和６年度に同じ	令和６年度に同じ
取組内容	マニュアルに沿った督促を行ったほか、それに応じないケースの場合は債権回収委託業者による回収に移行するなど、効率的な債権回収を進めた。 滞納額　6ケ月未満　6ケ月～1年未満　1年以上3年未満　3年以上5年未満 Ｒ５　9,893千円　10,183千円　36,524千円　28,730千円 Ｒ６　9,749千円　8,919千円　29,960千円　24,858千円				
課題	マニュアルに沿った督促によっても滞納額が多額になってからでは回収が進まないケースが多い。滞納者に対しては、初期段階から当会からの督促を実施するほか、時期を逃さず債権回収委託業者へ移行するなど、滞納額が発生した早期段階での回収に向けた取組を効果的に実施する必要がある。				

2	経営改善目標	目標値《令和６年度》	実績	《令和７年度》	《令和８年度》
	滞納額の減少	①　滞納額の前年度からの減少	△13,509千円	令和６年度に同じ	令和６年度に同じ
取組内容	マニュアルに沿った督促を行った。また、債権回収委託業者による回収対象を拡大するなど、債権回収業者への委託により効率的な債権回収を進めた。 返還残額　R5　1,319,853千円　→　R6　1,119,634 千円　（△200,219千円） 滞納額　R5　139,340千円　→　R6　125,831千円　（△13,509千円）				
課題	長期滞納額の割合が増加している現状にある。マニュアルに沿った通常の督促を効果的に行うため、滞納者のうちの住所不明者の解消（連絡先の分かる者への聞き取り等）に努めるとともに、滞納期間が長期にわたる滞納者の適切な債権償却処理や、督促に対応しない者については債権回委託収業者による回収への移行を図るなど、滞納額の減少に向けた取組を効率的に促進する必要がある。				

Ⅲ　役職員の状況

１　役員（令和７年７月１日現在）

（単位：人）

	令和５年度					令和６年度					令和７年度				
		県現職（特別職）	県現職（一般職）	県OB	その他		県現職（特別職）	県現職（一般職）	県OB	その他		県現職（特別職）	県現職（一般職）	県OB	その他
常勤															
非常勤	9	1	1	4	3	9	1	1	4	3	9	2		4	3
計	9	1	1	4	3	9	1	1	4	3	9	2		4	3

※役員には監事を含む。

２(1)　職員（令和７年７月１日現在）

（単位：人）

		令和５年度					令和６年度					令和７年度				
			プロパー	県派遣	県OB	その他		プロパー	県派遣	県OB	その他		プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職（役員兼務）	1			1		1			1		1			1	
	一般職	3	2	1			3	2	1			3	2	1		
	小計	4	2	1	1		4	2	1	1		4	2	1	1	
非常勤	管理職（役員兼務）															
	一般職															
	小計															
計		4	2	1	1		4	2	1	1		4	2	1	1	

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第６条第２項に基づき県が給与支給する者の数

令和５年度　　人　　令和６年度　　人　　令和７年度　　人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。
※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。
※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

２(2)　職員の年齢構成（令和７年７月１日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職						1	1
	プロパー							
	県派遣							
	県OB						1	1
	その他							
	一般職				1	2		3
	プロパー					2		2
	県派遣				1			1
	県OB							
	その他							
	計				1	2	1	4

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕
　役員については全員非常勤であり、人数も概ね適切なものと考えている。
　職員数については、プロパー２名と県OB１名の職員体制を維持・継続しており、経営に大きな支障をきたすことはないものの、業務が専門的で多岐にわたること、適正業務の確保や弾力的な勤務体制の確保の観点から引続き職員の増員を検討する。

〔県の関与の状況について〕
　常務理事である県教育長から法人経営を総括的に指導を受けており、また、県派遣の事務局次長に適正な業務処理についてチェックしていただいている。

〔職員の年齢構成について〕
　管理職が県ＯＢで60代であり、一般職のプロパー職員も50代であることから、今後は将来を見据えて若い世代へ引き継ぐことも検討が必要と考える。

Ⅳ　財務の状況

【社団・財団】

（単位：千円）

区分					令和４年度	令和５年度	令和６年度	増減(令6-令5)
貸借対照表	資産				4,967,039	4,931,725	4,809,847	▲ 121,878
		流動資産			18,249	21,048	23,191	2,143
			うち現預金		11,396	14,849	17,379	2,530
			うち有価証券		0	0	0	0
		固定資産			4,948,790	4,910,677	4,786,656	▲ 124,021
			基本財産		494,362	469,524	423,698	▲ 45,826
				うち投資有価証券	492,819	468,225	422,400	▲ 45,825
			特定資産		4,440,200	4,427,045	4,349,606	▲ 77,439
				うち投資有価証券	1,508,450	1,490,010	1,497,710	7,700
			その他固定資産		14,228	14,108	13,352	▲ 756
				うち投資有価証券	0	0	0	0
	負債				2,889	3,131	3,681	550
		流動負債			2,889	3,131	3,681	550
			うち有利子負債		0	0	0	0
		固定負債			0	0	0	0
			うち有利子負債		0	0	0	0
	正味財産				4,964,150	4,928,594	4,806,166	▲ 122,428
		指定正味財産			4,233,530	4,216,830	4,139,207	▲ 77,623
		一般正味財産			730,620	711,764	666,959	▲ 44,805

		令和４年度	令和５年度	令和６年度	増減(令6-令5)
正味財産増減計算書	経常収益	68,852	53,824	56,321	2,497
	経常費用	68,857	52,680	55,184	2,504
	事業費	66,650	50,319	52,676	2,357
	うち人件費	11,060	11,499	12,381	882
	うち支払利息	0	0	0	0
	管理費	2,207	2,361	2,508	147
	うち人件費	1,320	1,374	1,461	87
	評価損益等増減額	▲ 31,310	▲ 18,255	▲ 45,920	▲ 27,665
	当期経常増減額	▲ 31,315	▲ 17,111	▲ 44,783	▲ 27,672
	経常外収益	0	45	0	▲ 45
	経常外費用	0	1,768	0	▲ 1,768
	当期経常外増減額	0	▲ 1,723	0	1,723
	法人税、住民税及び事業税	22	22	22	0
	当期一般正味財産増減額	▲ 31,337	▲ 18,856	▲ 44,805	▲ 25,949
	当期指定正味財産増減額	▲ 81,612	▲ 16,700	▲ 77,623	▲ 60,923
	正味財産期末残高	4,964,150	4,928,594	4,806,166	▲ 122,428

		令和４年度	令和５年度	令和６年度	増減(令6-令5)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0		0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0		0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0		0	
	損失補償（残高）	0	0		0	
	補助金（運営費）	12,311	13,308	13,268	▲ 40	高校奨学事業費補助金
	補助金（事業費）	13,490	17,166	19,374	2,208	高校奨学事業費補助金
	委託料（指定管理料除く）	0	0		0	
	指定管理料	0	0		0	
	その他	0	0		0	

		令和４年度	令和５年度	令和６年度	増減(令6-令5)	
財務指標	自己資本比率（%）	99.9	99.9	99.9	0.0	=正味財産/総資産×100
	流動比率（%）	631.7	672.2	630.0	▲ 42.2	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（%）	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率（%）	3.2	4.5	4.5	0.0	=管理費/経常費用×100
	人件費比率（%）	18.0	24.4	25.1	0.7	=人件費/経常費用×100
	独立採算度（%）	82.1	74.5	78.0	3.5	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率（%）	▲ 0.6	▲ 0.3	▲ 0.9	▲ 0.6	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	増減(令6-令5)	
財務評価	B	C	C		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
基本財産及び特定資産の減少は、運用債券に係る時価評価額の減少が共通する理由である。また、特定資産にあっては、震災特例分（タイプＣ）に係る償還免除による奨学金貸付金Ｃ資産の減少も要因である。
正味財産増減計算書において経常費用の事業費に年度間に増減があるが、これは震災特例分（タイプＣ）に係る返還免除額Ｃの対象者が年度によって増減するためである。

〔県の財政的関与について〕
安定的な事業の運営確保には、県の高校奨学事業費補助（人件費等事務費の補助）によるところが大きく、引き続き所要額の補助が必要である。また、同事業費補助の震災特例分についても、被災した世帯の高校生への継続な支援のため、引き続きいわての学び希望基金を財源とする県の補助事業のほか、令和５年度に創設した大学進学等支援分についても、大学進学率や地元定着率の向上に向けた県の施策と密接不可分であり県の補助事業の継続が必要である。

〔財務指標・財務評価について〕
正味財産増減計算書において経常費用が震災特例分（タイプＣ）に係る返還免除額Ｃが年度によって増減するため、人件費比率や独立採算度の財務指標が連動して増減している。このため、これを変動要素分として控除して評価すれば、財務指標には大きな課題はないと考えるが、奨学金の貸与額が逓減していく一方で、減少傾向にあるものの返還金の滞納額が多額となっていることから、債権回収と事業効果の確保が課題である。

Ⅴ　法人及び所管部局の評価

1　県施策と法人との連携・協働

(1)　県施策の推進について

法人	県の補助事業として東日本大震災津波による被災世帯や大学等へ進学を希望する住民税非課税世帯の子を対象とした奨学金事業を展開するなど、県の施策推進に寄与している。 また、奨学生採用枠を確保するため、奨学資金の確保（寄附金）に努めるとともに、各学校と緊密な連携のもと奨学金制度の周知を図り、奨学金を希望する者のうち、基準を満たす者は全員採用するなど、 県内の高校生等の修学機会の確保に寄与している。
所管部局	有能な素質を有しながら経済的理由により高等学校等の修学が困難な生徒に対し奨学金の貸与を行い、修学機会の確保に貢献しており、周知の強化にも取り組んでいる。

(2)　民間団体との代替性及び役割分担について

法人	県内には、対象者等の条件を限定して奨学事業を実施している団体（公益法人）はあるが、県内全ての高校生等を対象として採用できるのは当法人のみであるほか、採用規模や貸与条件（無利子）などの面を考慮すれば、他団体が事業を代替することは困難と考える。
所管部局	法人の奨学事業は、採用者数が多く、貸与金は無利子であるため、営利を目的としている民間企業等が実施することは困難であることから代替性はない。

2　自律的マネジメントの促進

(1)　組織マネジメントの確立について

法人	適時会長及び常務理事の指示指導を受けながら、限られた人員体制で業務を円滑かつ確実に執行するため、事務局長を中心に職員が高等学校等の修学状況の環境変化や、奨学金返還状況等について常に情報共有を図るとともに、課題事案に対しては職員間で連携しながら取り組んでいる。 また、多額の金額を取り扱う専門性のある法人会計処理の適性を確保するため、民間会計事務所による定期的な業務支援とチェックを委託しており、決算の取りまとめなどが円滑に行えるよう連携体制を整えている。 なお、令和6年度からは働き方改革の一環として県の制度に準じた時差出勤を導入し、家庭や通勤事情に応じた勤務条件の整備に努めている。
所管部局	事務局長を中心に情報共有が図られ、職員間の連携体制が確立されているとともに、適性に応じた事務分担により効率的な業務運営が行われている。 また、働き方改革にも力をいれ、時差出勤を導入するなど業務体制の確保が図られており、法人の評価は妥当である。

(2)　リスク管理体制の強化について

法人	当法人の業務は、その性質上プライバシーに関わる情報や、金銭や利害に関わる情報等、取扱いに十分に配慮しなければならないことが多いことから、業務執行に当たっては、職員が常に情報を共有しながら相互に確認、チェック等を行って適正な業務の確保を図っている。
所管部局	プライバシーに関わる情報等は常に職員間で情報共有、相互チェック等が行われ、リスク管理は適切に行われている。

3　健全経営の維持・確保

(1)　経営改善について

法人	滞納金の回収に向けた取組を強化した結果、滞納額が減少してきているが、なお、長期の滞納者が増加傾向にあることなどから滞納対策の更なる取組を進めるため、債権回収業務の委託対象を拡大しながら滞納金の回収を行うとともに、各奨学生の事情に応じた償還計画の変更等、滞納の未然防止のためのきめ細かな対応を実施している。
所管部局	奨学生の現状を考慮しながら、償還計画の変更などきめ細かく対応しており、滞納の未然防止に努めている。 一方で長期滞納者が増加傾向であるため、その縮減に向けた取組が求められる。

(2)　県の人的・財政的関与について

所管部局	運用益の減少により運営費に見合う独自財源が確保できない状況にあることから、円滑な奨学金事業運営のために、必要な補助を継続する必要がある。

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4　情報公開の推進について　※開示状況は別表参照

法人	ホームページを開設し、業務及び財務等に関する情報を国の指針等に基づき公開している。 公開情報は、トップページから直接アクセスできるよう利用者の利便性を考慮し、適時最新の情報を公開している。
所管部局	事業内容や財務諸表等をホームページに掲載し、随時情報を更新しており、利用者の利便性を考慮するなど適切に公開されている。

Ⅵ　統括部署（総務部）の総合評価

１　取り組むべきこと（指摘事項）

法人	１　財務状況は、有価証券評価額の減少により、当期一般正味財産増減額が▲44,805千円と赤字であり、当期指定正味財産増減額も▲77,623千円の赤字になっています。外的な要因ではありますが財務面での影響も大きいことから、適正な資産運用に取り組む必要があります。また、県の運営費補助金13,268千円が経常収益の約23%であり、独立採算度の低下から財務評価が悪化していることから、寄附金等の自主財源の確保に努める必要があります。 ２　現行の中期経営計画が令和８年度に最終年度を迎えることから、次期計画の策定に向けて、社会情勢の変化を踏まえた中長期的な課題を明らかにしたうえで、検討を行っていく必要があります。
所管部局	１　今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、法人の経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。 ２　法人に対して運営費補助金を13,268千円交付するとともに、県職員１名を派遣しており、県の関与については適正性が常に確保されることが必要であることから、県の関与の必要性及び妥当性を十分検討した上で運営費補助や職員の派遣を行う必要があります。

２　過去の指摘事項に対する取組状況

【令和５年度指摘事項】

		指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1	令和５年３月に策定した令和５年度から令和８年度を計画期間とする中期経営計画について、令和５年５月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の５類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和６年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直し検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。	実施済	新規事業の一層の活用と今後の事業内容の充実を図るための検討の参考とするため、貸与者に対するニーズ把握のためのアンケートを実施することを取組に追加したほか、最新の見込による収支計画等を更新した。	R6.3
所管部局	1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	ポストコロナの観点から、最新の見込みによる収支計画等の見直しや、検討結果に応じた変更計画の更新に積極的に関与した。	R6.3
	2	県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。	実施済	運用益の減少により運営費に見合う独自財源が確保できない状況であり、円滑な奨学金事業運営のために、補助を継続することが妥当であると判断した。	R6.6

【令和６年度指摘事項】

		指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1	令和5年度は、経営改善目標の達成率は100.0%となった一方で、財務状況は、当期一般正味財産増減額は▲18,856千円と赤字が継続しているため、目標達成による経営改善の効果が見えない状況にあることから、目標の見直しの検討と赤字縮小又は黒字化に取り組む必要があります。	取組中	当期一般正味財産の増減額は、令和6年度決算においても▲44,805千円となっているが、この殆どは特定資産で保有する長期債券の時価評価額が下落したための評価損であり、経営に与える影響の質が異なり外因的なものである。一方、設定している経営改善目標に関連しては、滞納額の減少により貸倒引当金繰入額が着実に減少してきており今後も滞納額の減少の取組を確実に進める必要があると認識している。 なお、公益法人制度の改正に伴い会計基準も大きく変わることから、新基準の適用に際しては改正された内容を十分に把握・研究し適切に対応することとする。	取組中
所管部局	1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責任を担う所管部局として、経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。	実施済	経営改善に向けた見直しについて、経営への影響を考慮しながら課題解決に向けた取組等について検討を行うなど、所管部局として積極的に関与した。	R7.3